

令和3年度第8回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年11月10日（水）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和3年11月10日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 土山 秋吉	3番 杉本 和明
4番 徳永 章	5番 中嶋 英徳	6番 石井 裕
7番 嶋田 正忠	8番 宮本 静子	9番 木山 倫彦
10番 増岡美知子		

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	大賀 留美

10. 提出議案

報告第14号 許可不要転用届について

議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第30号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

事務局… それでは、始めたいと思います。起立。礼。着席。

ただいまから令和3年度第8回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、濱北会長から御挨拶をお願いいたします。

濱北会長… 改めまして、おはようございます。

11月も半ばになりますと、なんかめっきり日も短くなって、朝夕が本当肌寒くなったような気がいたします。もう紅葉も見頃になる間近と思いますが、まだまだ麦作りも今からだろうと思います。大変忙しい中、本当申し訳ありません。

今年はコロナで始まってコロナで終わるような気がいたしますが、もう去年もおととしも、忘年会、新年会はしておりません。今年ぐらいは忘年会か新年会ができればいいがなというふうに思っておりますが、たまにはそういう飲み方の懇談の場所も必要かなというふうに思います。

今日は第8回の定例会総会でございます。よろしくをお願いいたします。

事務局長… それでは、本日の出席委員は10名中10名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

濱北会長… これより、議事に入ります。

報告第14号「許可不要転用届について」、議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第30号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、4番徳永委員、5番中嶋委員をお願いをいたします。よろしくお願ひします。

議事に入ります。1ページです。

報告第14号「許可不要転用届について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局長… それでは、報告第14号、許可不要転用届出がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号は5番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のと

おりです。

なお、備考欄に許可不要規定を記載しておりますので、御確認ください。

申請理由につきましては、議案書記載のとおり、電線張り替え工事のためとなっております。

また、説明資料の1ページに工事予定地の現況写真を載せておりますので、御参考までに御覧ください。

以上で報告第14号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問、御意見等はございませんか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、報告第14号を終わります。

次に進みます。

2ページ、議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長… 議案第28号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

議案書の2ページから9ページ、受付番号が32番から34番になっております。ちなみに32番が4ページ、33番が6ページ、34番が8ページに表のほうを記載しております。

この件につきましては、譲受人が同一のため、一括して御説明をいたします。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。なお、受付番号の33番と34番の農地に関しては、同じ地番、同じ農地でございますが、それぞれ受渡人が持分2分の1ということでお持ちになります。別々に許可をする必要がございますため、受付番号を分けております。申請地につきましては、清源寺字川向に3筆となります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の2ページから6ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積6万1,784㎡、農作業歴9年の経験があり、1人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台、営農トラック2台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で10分程度ということでございます。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業し、農業の維持発展に関する話合いや活動への参加及び地域での取決めに遵守協力し、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということです。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は6万6,106㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。

以上、受付番号32番から34番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員5番の中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員… 中嶋です。先月はすいません、日にちを1日間違えておりまして、年間計画表は12日になってたんですけども、11日に変更になってたというのを知らずに作業してましたので、欠席いたしまして申し訳ございませんでした。

まず、これは皆さんたちも御存じのとおりだと思います。図面を見ますと、4ページ、それと5ページ、6ページ、7ページ。4ページの図面の上2枚ですかね、これも同一でございますので、今までどおり、この周りをずっと買われているということでございますので、よければ購入者の方にその後、工事を何かされる前までは、今まで作られていた方に貸されるのか、それとよければもう購入してそのまま放置されるということになるともう荒れてしまいますので、よければその辺りの管理はきれいにさせていただければなということをつなぎができればということで思っていますので、よろしくお願ひします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員… 中村です。今言われたように、別に何の問題もないと思いますが、今まで買われたところ、購入されたところも、ただ そのまま荒れている状態なので、そこのところはやっぱり貸してもらったほうがいいん

じゃないかと思えます。審議の程よろしくお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局と農業委員、それから担当推進委員から説明がありましたが、この件について何か御意見等はございますか。確かに今言われたとおり、今の話は引継ぎをよろしくお願いいたします。ありませんか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決します。議案第28号、受付番号32番から34番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号32番から34番は、原案のとおり決定し、許可証を交付いたします。

次に進みます。10ページです。

議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長… それでは、議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

まず、前回の定例会で保留になっておりました、受付番号13番についてでございます。

この件に関しましては、先の定例会終了後に委員さん方からの御指摘があったとおり、受渡人に来ていただきまして、役場のほうで会長と事務局のほうで、指導及び顛末の聴取のほうを行っております。顛末書のほうが出ておりますが、本人としても反省をいたしまして、今後このような違反転用を行わない旨ということの始末書を提出をしてもらっているところでございます。今回普通に案件として再度定例会において御審議をいただくというものでございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、腹赤小学校の北側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の8ページから10ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転と

なっております。申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上埋設道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設または公益的施設があるため第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査終了通知による融資額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年12月1日より着工予定、令和4年3月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるもので非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、建築造成工事中は十分注意をして工事をすることとさせていただきます。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応することとさせていただきます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水ますを4か所設置し、側溝に放流ということとさせていただきます。

以上でございます。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を5番の中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員… 5番の中嶋です。図面、13、14、15ページになるかと思えます。番地が158-6と158-7ということを書いてあると思えます。もう先般、先月、十分協議をされているところかなと思えます。購入されるときもちょっと話が出たのかなということとっておりますけども、実質的、業者さんが、農家じゃなくて不動産屋が買われるということで、家が建つのかなというのは懸念をしておりました。実質的、購入された後にすぐ造成関係に入られていましたので、また隣が道ができたというところで、入り口もできたということで、半分はもともと宅地、半分が畑ということになっていましたので、それをきれいにされたということです。

だから、購入するときも実質的に不動産屋が買うので家が建つのかなというのは懸念しておりましたけども、やはり農業をするというような言い方でされると、こちらはだまされたような気がしますので、今回十分考えられてされたとは思いますが、不動産屋さんはきれいに整地してから

じゃないと多分売れんと思います。あのままでは売れないということでしたかなと思いますけども、その辺からは宅地になかなか変えてからというのは売買はできんとですよ。本人さんが宅地にしてからは売られんとよね。

事務局… 宅地にまずできないです。

中嶋委員… その辺りもあるかとは思いますが、農業委員としてはその辺りを十分見ながら、今後ここにかけていかなければいけないのかなと思いますので、十分今回反省されたということでございますので、その辺りも含めて、もう販売先も決まっておりますので、もう自分たちができることはないのかなと思っております。

ただ、二つ目の建売住宅の2軒はもともと宅地が入っておりますので、158-7とあと158-8で合わせて2筆に二つが建つということですので、十分見ていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、中村推進委員に御意見を伺います。

中村推進委員… 中村です。今、詳しく説明があったとおりです。別に家を建てるには何の問題もないところですので、よろしく審議のほうをお願いいたします。

濱北会長… 今、農業委員、事務局、担当推進委員から説明があったとおりでございます。この件について何か質問はございますか。

ありません の声有

土山委員… 一つ、いいですかね。

濱北会長… はい、どうぞ。

土山委員… 5番の土山です。これは県知事に送付するとは大体いつ頃着になっていますかね。県知事のところにこれが通知が行くのは。ここでオーケーした場合。

事務局… オーケーしたら、すぐ提出します。

土山委員… ならそこで12月1日から着工予定って言うて来んとかな。

事務局… 大体最近は11月に審議したなら、11月中に許可が下りてくるようにはなる、日程的には、許可が下りればですね、県の許可が下りれば。

土山委員… 始末書ばつけとくなら、何も言わんわけですよ、県も。

事務局… 県の中で また もう1回審議をされますので。

土山委員… それとあと一つは、譲受人ですよ。この人はタイばってん、日本

国籍、日本人ばってん、タイに行っとなはる。

事務局… 今、タイに単身赴任で出られているんですよ。だから、一応住所を移されているので、タイ。

土山委員… もうタイ人になっとなすわけじゃない。

事務局… 単身赴任で一時的に行かれています。もう戻ってこられると思います。

中嶋委員… 国籍は変わっとなけんね。住所だけがタイやろ、国籍は日本人よね。

土山委員… 住所だけタイに移しとるちゅうことたいね。それでまた戻ってこらっしゃるわけたいね。

事務局… もうそろそろ戻ってこられると思います。

嶋田委員… 7番、嶋田です。この方はいつも農地を買われるときには、ちょっと農業をするという形で申請が上がって、機械なんかもリースで借りてという形でいつも申請が上がってきますけども、今まで何件かそういうケースがありました。それと、あとは農地を変更ちゅうか太陽光をつけるとか、そういった例はもちろん審議してオーケーが出てきてますけども、農地を購入されるために、やっぱりどうしても書面上だけでこうしても、私たちは後、どういう具合に野菜を作るか、何をするかというところまでは確認せんといかんと思います。

今まで農地を購入されるときに、こういうふうには申請書が上がってきてオーケーを出していますけども、やはり今まで購入された農地を確認したところ、野菜を作った形跡もないし、あの 那須商会の裏のほうの農地は結構草が生えて荒れた状態になっています。一度ぐらい耕うんされて野菜なっとな作られたら納得がいきますけども、今回のケースでオーケーしても、ほかに購入されている農地のほうも恐らくこういう形でまた出てきて、要は審議がまだ終わってないのに、稟議書ちゅうか始末書を出すというのもおかしいかなと、そう思いました。

できれば、私としては、今 現在のところにちょっとした形でもいいから野菜なっとな作って、今からだったらソラマメかタマネギでもよかじやなかですか、オワして、それで半年後か3か月後ぐらいに収穫して、そして書類を出していただければ、審議のほうもスムーズに行くとかかと。

これが1件限りだったらいいけども、ほかにも要するにまだ農地が残っています。それも同じような形で出てくるのであれば、この農地を自分が何ちゅうか、雑種地か何かに変更して、そして売買するちゅうか、私たち

はどうしても農地を管理する、要するに番人というか、そういう形ですの
で、いつもこういう形で始末書が出たからオーケーだったら、農業委員会
はもう要らんとじゃなからうかなと思います。だけん、受付されるところ
で審議されて決定したほうが早いのかなと、こういう状況であればですね。
これは私の個人的な意見ですけども、一応そういう形で一言言いたいなと
いうことです。

以上です。

濱北会長… ありがとうございます。確かに不動産ちゅうとは長洲ばかりじゃ
なくて、よその地区もよその地方も県も不動産というのはこういうやり方
がほとんどそうじゃなからうかなって、私個人はそう思うとつとですよ。
なかなか難しかところがあって、それが監視に行ったり、確認をずっとし
よったりする、ちょっと見に行く余裕なんかがあったらいいですけど。

嶋田委員… 農地パトロールのときに、そういった形で確認ができると思いま
すけどね。

濱北会長… 難しかですね。

増岡委員… 難しいですね。すいません、10番 増岡です。先月、私がそれを言
ったんですね。やはり皆さん、農業委員とかのときにそういうことを知ら
ないでいるんじゃないかなと。そういうようなのがあって、あまりにも目
に余るから、ちょっと問題定義をしました。

建てるほうの側としては早く建ててほしいというのがあると思います。
そして、不動産のほうは早くお金が欲しい。だから、基礎でもしとつたら
すぐ売れるというので、だんだんエスカレートして行って、六栄のほうの
不動産の人も事前にしとってひどかったですね。この建設会社、譲受人、
条件付で許したでしょう。あれは本当はもうサラにしとかないから、建設
業とか何とかはもうみんな情報が行き交っているんですよ。甘くしてる
から、そういうふうなので次から次へと。今度も建売住宅のもう一戸のほ
うは、その譲受人さんでしょう。もう、なあなあですよ。

だけど、譲渡人、名前を言ったらいけないですけど、その譲渡人の人か
ら聞いたら、これからはないかも分からないけれども、あとは建設業の方、
ほかの建設業の方がまた農業もしないのに買っているでしょう。ああいう
ふうなのも、ずっとこういうふうなのがもう蔓延して行って、先月も言い
ましたけど、農業委員のいる意味がないのかなとか思ったりして悩みまし
たけど。

農地パトロールも暑い中みんなしているんですよ、暑い中、忙しい中ね。そういうのは自分で、蛇も出てくる、そういうところを命がけで行く、そんなのをしている中で、そういう耕作放棄地がなくなる農地パトロールもしながら、いつの間にかこのところはあれになつとるなというのは、いつもいつもはできないけど、ちょっと通りかかると気になってたら、何か月に1回はちょっと通ってみるみたいなところはしてもいいのかなと思います。でないと、今、無断転用というのが全国的に問題定義になってますよね。耕作放棄地を減らす、それから無断転用をなくす、それが農業委員の仕事だと私は思っています。

だから、私も嫌々ながらも3期目をしてるんですけど、やはりここら辺で気分を換えて、よりよい何かな……、これでこのままだったら長洲町の農業の発展は望めないような気がしますね。だんだん農地は減っていくし、金儲けする人は金儲けする、そんなのでちょっとむなしさを感じる場所がありましたけど、私個人としては、もう二度といたしませんというのものもあるけれども、それじゃなくて、やはり一つの警告として、甘くないぞというところを見せたから、今回は ちょっとこのところはもう通してもいいのかなと思います。すぐに残っているところも宅地にするんだらうって思うんですけどね、売買していくんだらうと思うけれども、土地転がしのような、そういうふうなのはやはり減らしていきたいなと思います。そのために、微力ではあるけれども、ちょっと待ったという、この定例総会のときがその機会ですので、そして今、嶋田さんが言われたように、受付に来た時点でこれは駄目ですよというのを言えるようにすればいいのにな。ここに来たら受けるだけですよというのがちょっと不思議に思うんですよ。何とか善処していただきたいと思えますけど。すいません。

濱北会長… ありがとうございます。なかなか難しかですね。

嶋田委員… 私はこの前、10月の定例会はちょっと欠席したんですけども、十分な協議をなされたと思いますけれども、あまりにも安易に議決を急ぎ過ぎると思うんですよ。やっぱり話し合いを十分して議決をしていかないと。今までずっと何回かあったですよ、無断転用ちゅうあれがですね。

そういうことが一つと、それから、これを例えば認めてしまった場合、これから先、今後の対応、例えば似たようなケースがあるかもしれない。あった場合、どういうふうに農業委員会でしていくか。それについては、農業委員会の存在を意味するものだと私は思いますので、十分な協議をこ

れからしていく必要があると思います。

事務局長… 今いろいろ御意見をいただいた中で、一つは今ちょっとお話を聞くところで、3条でどうしても買ってらっしゃるんですね。おっしゃるとおり、3条というのは基本的に農業をやるというところになると思います。

確認が、農地パトロールというタイミングがあるんじゃないかというところもありましたので、もしそこを農地パトロールと併せて3条で買ったところをピンポイントとするちゅうのはおかしいんですが、一応議案とかでも今まで出している中で、目星という言い方はちょっとおかしいけど、御自分の担当の地区にそういう地区があったら、そのタイミングで本当に耕作、最低でも耕してあるかとかという確認で、それができない場合は、確かに3条で、これは3条で別に転売とかそういうことをしてなくても、農業委員会の立場としては、耕作放棄地になりかけたところに、せんですかという指導的なものは言うことは可能なのかなと、そういうスタンスであればですね。

だから、そういった中でこれは皆さんの権限になりますけど、そういうことをするというのであれば、例えば、してないところに対して、一度耕作の指導をするような文書を出すのかとかって言うことは可能なかなという気はします。これは皆さんでお決めいただきたいとは思いますが、そういったことはできるのかなと思います。

嶋田委員… 7番嶋田です。いいですか。

濱北会長… はい、どうぞ。

嶋田委員… 提案として、今ここは造成してあるけんですよ、この造成したところを元に戻せって言うわけには恐らくいかんだろうと思いますので、真ん中にちょっと畑なっとな作っていただいて、3か月間ちょっと保留させていただいて、3か月後に申請ば出していただければ、私はいいかなと思いますけども、どうでしょうか。

濱北会長… 私の判断を言いますと、もうあそこは造成してあって、区切りもびしゃっとブロックで囲んであって、もう水道管も引っ張ってあって、元に戻すということは不可能な……、私は感じました。

嶋田委員… ですから、元に戻さんでも、真ん中にちょっと盛土なっとなして、野菜などを作って、そして3か月後には何か収穫ができるようなやつを作れば、写真などでも撮ってまた出してもろうたらいいかなと思いますけど。

濱北会長… それがですね、契約がもう結んであるとですよ。それを破棄すると

いうことになれば、違約金を払わないかんごとにならせんかなって、私は思うとですけど。

嶋田委員… もし万が一、これで通ったときに、この状況がいろんなところに漏れてちゅうか、失態っていう形になった場合に、結局は私たち農業委員のほうが問われる問題になるし、ましてこの人は議員もしよんなはるし、議会なんかでもしこういったのを取り上げられたら、いろんなところに波紋が及ぶのではないかなと。窓口である程度はストップしたという形ちゅうか、要は筋を一つ通していただけないかなということがいいのかなとは思いますが。

中村委員… 私もそこが一番気になるとですよね。議員さんだけん、優遇されるとかというようなことが後々起これば、農業委員としてはやっぱり何というかな、プライドがなかわけですね、そういったことになるならば。だから、そこのところをやっぱりはっきりして、これから議決していかないかんということです。

事務局長… 一応、この間お呼びしたときは、確かに委員さんはおられなかったんですけど、私たちのところでは、もう十分反省をしているというような言葉とかはあったんですが、先ほど言った皆さんがある程度納得するとか、そこが落としどころはどういうふうにすればいいのかなというところだと思んですけど。確かに議案も月1回、今、臨時会というのは設けてませんので、月1回ということになると、これをまた保留にすると来月になるという形になると思います。その中で、今皆さんが言われる落としどころといたしますか、どういうふうにすればいいのかなというところが、会長、お話をしていただければと。

中村委員… 結局、来月に回すちゅうことはできんわけでしょう。ここで一応、決着ばつげんと、でないとやっぱり今後のいろいろ対応が難しくなる、そこだろうと思うとですけどね。そこを皆さんが納得するならば、よかと思えますけど。

濱北会長… そしたら、これ採決を一応採ってみましょうか。

事務局長… ちょっと今……。

濱北会長… まだ話をしてもいいんですけど。

中嶋委員… 5番の中嶋です。自分、今までの中で、やはり不動産とか建設業が買われるときは、今までの農業委員さんもまず一緒かなと。多分、農業はさっさんどだいて。また、今日の議案の中でも、あと一つのところも一

緒だろうだといっていうことは分かっているのかなとは思っています。何か次があるから買われるということは、やはりそういうことだと。本当に農業をされている方は、農業をしたいので買われるという。

今回の議案については、はっきり言って周りは全部宅地です。逆にそこに畑を作られると、周りの家の人困るということもまず一つ。ただそこに、この前もちょっと話を聞いたんですけど、大豆を作られて、大豆のフがよるけんが、洗濯物にフのつくとたいって、だけん、よかならもう作らんでくれていうところも確かにあるというところの畑もあります。

でも、基本的に建設業さんが買われるとき、よければ録音機に入らんとところで、実質的には買われるんですけども、農業をされるということを別に書かずに、じきに宅地になりますということを……。もう実質的に宅地の分筆をされた後に申請書が出てきますので、分筆というか、もうきれいにどこでん、区画整理ができた後に出てきますので、その一帯は十分言われて、もうここは周りは家じゃけんがしょんなかるだいという感じの中での許可と、あとは、いや、そがんとここに家が建つんなら、周りの逆に農家が困るとんやなかるうかという農地と、いろんな形で落としどころというか、さっき言われた落としどころがあるのかなという形で思います。

もう一つは、会長が言われるように、もうなっているから今度は違約金とか云々と言われると、なら許さなにかいってなるとですよね。ばってんがそれば許すと、そがん言うと、そのまま通るとかいってなるし、嶋田さんが言うことも確かによければ1年間何か作ってもろうて、1年後に売るとなら、もうって言うてもよかかなって気もするばってん。

嶋田委員… 1年は恐らく何かって思うけん、最低でも3か月ぐらいはちょっとした格好なとんつけてもらわんと、筋が通らんとじゃなかつかなって私は思っただけです。だけん、一応審議していただかんことには、恐らくこの方も決まっとつとだろうばってんが、それはもう私たちの問題じゃなかですもんね、そこは。当事者間で、そこの売買契約をですな。

中村委員… ばってん 今度は1回、始末書ば書いてあるけんが……。

嶋田委員… 始末書も先に、先走って始末書ば書いてあるところもですよ、審議で始末書を書いてもろうたらオーケーですよということであれば、それでよかばってんが、今は何もかんもほんなこて……。

中村委員… 通られるということを見越して書いとるわけですな。

嶋田委員… そうですよ。

中村委員… まあ1回、今度はもう見逃して、次回違反したら罰とかを科するというのでいいんじゃないですかね。

増岡委員… すいません、私、言い出しっぺは先月私だったんですけど、やはり1か月見送ったというだけでかなりの負担いうか、ちゃんと罰は受けたと思うんですよ。1か月遅れたらものすごい負担になりますからね、いろいろスケジュールが詰まって。だから、個人の158-6のこの場所のときの個人住宅のほうは1か月待ったので、やはりこちらはもう1か月待ったから許してもいいのかなと思う。始末書云々は別としてですね。もう十分に反省したと思います。

便乗して次の分を出したというのが、次の7の分がそこがちょっと引っかかるけど、けどやはり通すなら全部のほう格好がいいのかなと思ったりもするけど、全部売買、譲受人さんのほうは建築業だから建売住宅でかなりの分の期間が設けられている。こちらの個人住宅のほうのはもう切羽詰まっているわけですよ。そういうところで、もう1か月遅らせて、それだけで農業委員の立場というか、一矢報いるというか、議員さんだからこそ襟を正して手順を踏んでくださいよというのが行けばね、そしたらほかのところの人も情報が行って、もうそうことがなくなるのかなって思います。

だから、今回は、私も嶋田さんと同じです。始末書を出したらいいんじゃないんですよという感じでね、ますます嫌になるっていう感じになるんですけど、けど逆に個人住宅のほうで待ってある、1か月、それもしかかもよその建築会社というんだったら、その譲渡人はこういうことを知らなかったと思うんですよ。今まではただ土地転がしのような分で、前の元議員さんが土地転がしてみたいなことをされたのも知ってますから、そういうふうなのをただまねしただけの話かもしれない。けど、農業委員会、今まではなあなあで始末書でよかったけど、通してたけど、今回は止めます、すぐには通らんよというようなことで、ちょっと歯止めがかかるんじゃないかなと思うんです。

だから、今回、私は先月ちょっと言ったのは、ただ問題定義です。農業委員たる者、やはりプライドを持って、どういう仕事をするのか。新しくなった人はまだ分からない、まっさらで。農業のほうは御存じでも、そういうことは詳しく知らない。私は農家じゃないけれども、経験上、前のあったところ、これはもう違反だったから、ほとんど家が建つとつても、建

てかけて、柱だけでも建っとしても、現状復帰で全部取壊しが県知事から来るんですよと、そういう恐ろしいことがあるんです。だから、そういうふうなことも知らないから、やはり問題定義をさせてもらいました。

それが、みんな農業委員の人たちが推進委員もそうですけど、そういうふうなこんなものがあるんだな、こういうふうな法律があるんだなって。ただ住宅が建つからいんですよ、はいはいって手を挙げるだけじゃ、農業委員じゃ済まないです。そういうプライドを持って、これからいろんなところに研修とか、新しい人は研修の場もなくなりましたが、やはりこういうことに来て、毎回来て、いろんな審議の仕方とかいうのをしながら、勉強していくべきだなと思います。私もまだまだ分かりませんが、自分が見聞きしたことで正義感であって、個人攻撃はこれぐらいでやめようかなと思っておりますけど、やっぱり要は問題定義をしたのは1か月前でしたけど、それで十分罰は行ったんじゃないかなと思います。御審議のほどお願いします。

濱北会長… ありがとうございます。出す人が出す人で、ちょっと一般人と違うもんだから、そこを出す人は強みというか、出しやすいというか、そういうところがあるかも分かりませんし、一般人ならこういうことをせんとですよ、普通の住民だったら。そして、さらにそういう不動産とか何とかしてちょっと詳しかもんだけん、これくらい俺が言うならできるくさいって、俺がしてやろうだいて、そのくらいの気持ちで立場上、来るとだろうと思いますので。今回はちょっと、あんまり形ができ過ぎてしまうものですから。

嶋田委員… 今のところは、それは知り過ぎてしとるということですが、多分そがんでしょう。

濱北会長… 本人はもうそこまで やっぱ知っとしてでしょうね。

嶋田委員… そこまで見通してしとるということもあるし、悪質だもんな。

濱北会長… 相手はプロですから、土地の購入とか。

嶋田委員… やっぱりちょっと不自然だな。

嶋田委員… じゃあ、この受付番号の13番は、1か月延ばしたけん、取りあえずオーケーじゃなかばってんが、それはもうしょんなかっていうところですけども、この14番は次回のほうにまた繰越しという形で1か月延ばしで採決という形でどうでしょうか。

中嶋委員… 野菜は よかつな。

嶋田委員… だけん、それは野菜はもう結局、今ほかにも農地ば この間買うところになるところがあって、そこはもう草が生えてしもうとるもんだだけん、そこを耕うんしてから野菜なっとな植したところで、今度また上げられるときには必ず現況に何か耕作しとる状況の写真なっとな作った状態で上げてくれと。この造成した形で上げると、あんましのぼせとらせんかなと思っただんですよ。だけん、今回のこの受付番号13番は、もう1か月間、そういう形で私たちも一生懸命に審議したというところがあるけん、通すしかしようがなかっていうところもあるばってんが。

平木推進委員… いいんですかね、僕らも発言して。

濱北会長… はい。

平木推進委員… ただ本当は、これを許可したときにね、一つは癒着ですよ。本来なら駄目なんでしょう。長洲町議と農業委員会と役場の関係ですよ。もしも、ちくられたらどうするんですかと、何か根拠はあるんですかと。だからそのためにもちゃんと考えんと、今後も大変ですよ。私はそれだけを……、ここが認可されようが何しようが、それは個人的な話であってあれやけども、この農業委員会と長洲町、役場としての関係ですよ。県から言われるかもしれんし、その辺だけを理由をちゃんとつけとかんと、後々何か言われたときに物すごく大変なことになりますよ。私はそれだけをちょっと心配します。

事務局… 今回この5条申請については、許可権者が県になるので、一応長洲町で受け付けて、農業委員会の中でこれが適正なのかどうかというのを叩いて意見書を上げるんですけど、県のほうにですね。もう一度、県のほうで審議をされて、その際に……。

平木推進委員… そのときに農業委員会として、こういう問題でもありましたというときも、こう対応しましたので認可をお願いしますということで県に出すんですか。

事務局… いえ、その申請書自体を県のほうに上げて、この件はどうでしょうかという相談は県のほうに差し上げて、それでここに諮っているんですけども、その際に県は始末書がついていれば第3種農地ということもあるので、原則許可ではあるんですよ、ここの土地が。

平木推進委員… 始末書があったら県のほうはもう申請しますちゅうことですか。なら、ここで協議する必要ないやない。

事務局… そこで違反転用があったりとか、そういうがあるので、一旦ここ

ですね。

平木推進委員… そしたらあくまでも長洲町の農業委員会がノーと言ったら、県も申請せんし、イエスと言ったら県のほうは申請しますと。

事務局… いえ、それはまたちょっと違うんですけど。

平木推進委員… 責任はどこが取るんですか、県が取るんですか、長洲町のここですか。

事務局… 許可権者は、最終的に許可を下ろすのは県になります。

平木推進委員… ここはどういう……、賛成しようが反対しようが県が賛成したらそれでオーケー、ここは何も問題というか、ペナルティーというか、それはないわけですか。

濱北会長… ここでの問題はですね、3条、5条関係の購入とか建設しかかることに問題で買主を指導するわけですね。

事務局長… だけん、一応、県は何もせんというか、最終的な判断は県がするという事なんですけど、そのときに市町村の農業委員会の判断の意見を聞くという話なんです。今回は一応農地が第3種農地ということがあって、今まで実例として、そういった始末書等で市町村の農業委員会が認めれば通してきたという多分 県の見解を言われているんだらうと思うんですよ。だから、それは県も長洲町の農業委員会の判断を尊重しないということじゃなくて、もし仮にここで駄目だという判断をした場合に、県としてもそれに対してどうするかという恐らくまたやり取りをすることになってくるだらうと。

その後、要は一つは土地的にはオーケーな土地なんですね、法律上はですね。オーケーな土地だけど、問題なのはそれを先にやってるということが、ここが問題というようになってくるので、そこまでのところを県としても恐らく今まで、先ほど増岡さんも言いましたけど、県の権限としては元に戻せと、現状復旧命令という権限も持っているので、そこまでのことをどこまで本当にやるのかという話になるのかなということだろうと思います。その判断を県も判断する上で、町によっては農業委員会の判断がどうなんですかというところ、もし判断すれば、そういう話になっていくと思います。

平木推進委員… 極端な話しかしてないんですけども、悪いことで上がってきたやつを長洲町の農業委員会としては許可したと。やけども何かおかしいやないかということで、長洲町農業委員会にペナルティーとか、お前たちが

悪いよという話は県からは何も言われなかったわけですか。

事務局長… 恐らく県からはないと、そういう判断を議論されてしたということで、県から直接ペナルティーはないと思います。ただ……、ただというか、どこまでの県が、要は先ほども言った落としどころと表現したんですけど、この委員会がそれを認めるか、駄目かどっちかの判断をするんですけど、もし認めた場合は何をもって認めたのかというところだろうと思います。そこが極端な話、平木さんが言われているように、ほかの人が見て突っ込みどころがあるということになると、これが出たからうちの農業委員会はここで認めたんだよという説明になってくるということになるだろうと思います。だから、県は突っ込むことは恐らくしないと、ここの農業委員会の今回の件についても、前田のほうから県に直接担当者のほうに相談をして、こちらのほうで処理しますよでいいという判断を下せば、許可を出すしと。駄目な場合は何か言いよったですか、もし駄目だった場合は何か……。

事務局… 何も。

事務局長… 駄目でも今のところは県の担当からすると、今までそれを基に現状復旧、この件に関して、ここが例えば第1種とか、もともと許可が原則でない土地であればそれはやるんでしょうけど、基本的には本来出せば通る土地なんですよね。だから、そこでちょっと要はタイミングが早いという、ちょっと違反の程度ということを考えてときに、今まで県としてはそういうところで現状復旧はしたことがないという話です。

平木推進委員… 当然ここは白地だと思うんですけども、それでこういう理由づけであれば、今まで認められたとかいうような凡例はどうですか。

事務局… 凡例ってなると、恐らく裁判が起きないと凡例が出ないので。

平木推進委員… みんなが納得するとか、みんなっちゃ誰のことをいうんですか。3か月作ったら認可してよかったたいとか、始末書を書いとるけん、了解してよかたいというような……。

中嶋委員… 平木さん、そがんじゃないかだろうと思う。多分認可できるとはですよ、これが周りに基礎もせず水道の工事に何もしとらんならば、今から宅地造成して、もう売りますにできれば認可は下りているはずですよ。ただ、今回は周りばもうL字ばつくって、ぴしゃっとして水道も立って、売地って書いてあるもんで、まだ田のままで売地になっちゃるとかかって、宅地でって、そこが最適な認可は落とされんということですよ。だけん

が、それでよかならば、もう宅地にしますよと言って、まだ囲いも何もしとらんとに売って、その人が申請ばさすならよかろうばってんが、もう杵もできとるもんで駄目ですよと。だけんが、今度から建設会社の方もこの議員さんもよければ、杵も造らず、売却が決まって、ここにこがんで今農地だけど売りますので、家が建ちますので、今から工事を始めますので許可をお願いしますって出せば、こっちは何も第3種だけんが言われんけんが、そこは十分考えてしてもらってくださいと言うしかなかっだん。もしも次もこがんことをしたなら、もう通しませんって。

平木推進委員… ただね、嶋田さんとか何とか言われているのはね、この人らにペナルティーをかけましょうというやり方なんでしょう。一つのペナルティーでしょう、作物を作りなさいとか何とかいう話は。そしたら認可しましょうと。

事務局長… そこをいき過ぎると、農業委員会にペナルティーを科す権限はないんです。

平木推進委員… ないけども、そうせんと納得できませんちゅう話でしょう。そういう話で進んでるんじゃないんですか。

中嶋委員… 一つは農業をしますというところで上げとんなはるけん、それを農業しますと言うてから、最初から農業はする気はなくて、すぐ宅地造成に入っとらすけん、それはおかしかだろうだいというところですかたいね。だから、よければ、もう基本的に申請した時点でアウトだけん、今回は。だけんが、よければ次回から、こういうことばしてもらったら、そのときは絶対通しませんよというのを強く言うてもろうて、もうそのときは皆さん、今の農業委員も一緒にばってんが、もう通しませんって。もうどがんに売ったっちゃ、それはその人は関係なかですよって。前回は始末書を書いて、あなたはしませんって言うったでしょうって言うてからせんとできんちゅうことだろだい。

平木推進委員… だけんね、私は思うとですたい、譲渡人はそがんと思うとですたい、もう絶対しませんって。ほかの人もおったでしょう。

中嶋委員… 今回はこの2人にしか言わんばってんということでしょう。

増岡委員… ほかの不動産のほうが早く悪いことしていますよ。

中嶋委員… それはそこで受付でして、多分、長洲町は通りませんよって言うってもらわんと。それでよかなら、もう、はっきり言って出すときは更地に一遍してから出してくださって。そこまでやっぱり強うせんと、結局、

さっきかる、だっでん言いなるごつ……。

嶋田委員… ほかにも農地を持つとらすわけよね、この人はね。それでね、1回もっちは分からんばってんが、作物ば作った形跡もなかわけよ。ほで、1回ぐらい作っとけばたい、ほんなこてしよらすとばいなという、分かるぢゃない。そんならどげんかしてやろうだいて。それが全然なかというところですよ。この一つだけじゃなかわけ、俺が言いよつとは。

後には、それを売ろうかねって思うとる気持ちも分かるよ。でも、最初から申請ば野菜ば作るけんと言うてから、畑、農地ば買うて、結局作らずに草が生えて周りは迷惑しとると。そういう状況も何件か場所があるもんだけん見に行ったわけよ、場所ば。そしたら案の定、そういう状況じゃなか。ここばかりならよかばってんが、ほかにもあつたもんだけん、これどがんかほんなこて肝ば据えてどげんかせんとできんとじゃなかるうかなと。これが一番最初のスタートだろうと思うんですよ。

だけん、1か月たつとるけん、それはもう気持ちも私もだいぶ穏やかにハなつとるけんが、だけん、ちょっとエキサイトしたがねっていう気持ちもあるもんだけんくさ、だけん、次にまた同じような案件が、次に14が上がつてきとるけん、これもだけん一緒にという形じゃできんことだろうと思うとばってんが、また来月の審議のときに上げてもらう、1か月待ってもらおうというような形がいいのかなと。だけん、それは皆さんで審議していただくんといかんところもあるばってんが。

中嶋委員… 始末書で両方ば一気に出しとった感じやね。

濱北会長… 譲受人も土地そのものは譲渡人のだけん。

増岡委員… だけん、始末書の分は両方にかけてしとるということでしょう。元に戻すことはできないので。

譲渡人は下限面積が30アールに下がった途端にこれに着手したから、まだ日は浅いわけですよ、2年か3年ぐらいよね。その間にそういうふうなことを企画したんだと思うんですよ、思いついたと思うんですよ。御商売をするためにね。だから、こういうふうにしとったら、ほかの不動産も事前に、まだ許可が出てないのに、基礎工事したり、水道をしたりとかっていうところが、ほかの建設会社、不動産もやってたから、それでいいのかなと思ってたのかもしれない。前のほうの人は、一つのところだけは1か月保留だったけど、あとは始末書も何も出さずに条件付でって感じで通したから、それで不動産とか建設会社の人もこれでいいのかなと思ってエ

スカレートしたと思うんですよ。

譲渡人のほうはその方よりか遅いです。30アールになってからこれになったからですね。だけん、日は浅いんだろうと思うけど、情報的にはまだ案件は少ないと思うけれども、だから今回は十分にびっくりしたんじゃないかなと思うんですよ。こんなことまで言うかって。農業委員、普通、議員さんには何も物申さんかなってみんな思うか分からんけれども、私は失うことがないのではっきり言いましたけど、皆さんの意識もこういうことはいけないよねって襟を正して、ちゃんと審議するこの総会の場ですから、だからみんなでいろいろする。だから、私としては一石投じて一矢報いたじゃないけど、ちょっと忠告、警告っていう意味で先月出したんであって、議員さんの場合はあれかなって思って。どうしようもないのかなと思いつつ、今迷ってます。

中嶋委員… さっきも聞いたばってん、農地ば宅地に変更してからというのはされんとかな。

事務局… だけんが、これが5条申請なら、最初から5条申請なら……。

中嶋委員… だけん、それでは農業委員で最初から5条申請を知つとうと、もう後は出さんでよかですよって。

事務局… 5条は事業が計画が立ってからしか、5条ができないです。

中嶋委員… なら、家ば建てますということで5条で出すわけ。

事務局… 建てるかもしれないじゃ5条ができない。ただ土地ば農地に変えることはできんとですよ。だけん、その農地をこういうふうにして事業計画書を出してもらうのは、こういう許可できる範囲の要は家ば建てるとか、小屋を建てるとか、そういうのですけん、この転用できるところの事業計画書を出してもらって、それが実現する可能性があるけんが農業委員会も認めるという形になるとですよ。ただ土地を買うということだけでは。

中嶋委員… だけん今、大体基本的に買うときはたい、こういうふうにして売ろうって考えてから今出しとんなるでしょう、大概、この建設会社は。それでも出されんと。

事務局… 出してくるときは、ただ今回3条で買われたときには、まだその事業がなかった。

中嶋委員… あつたろう。もう大体 青図はできとつとやなか。

嶋田委員… 本人がですよ、5条に申請できるとですよ。

事務局長… それはできます。事業計画があれば。

嶋田委員…そこは何か資材置場という形でもよかですよ、たしか。その5条をそういうふうに転用する場合は別に問題なく、よかったです。だけ、この本人が5条に申請して、そしてこれで出せば。

中嶋委員…5条で申請しとるなら、次は宅地に家を建てとけば同じ……。

嶋田委員…もう出さんでよかですか。そういうやり方だったら別に……。

濱北会長…ただ、5条で買えんから3条でまず買うわけですよ。

嶋田委員…だけ、まず3条で買うとんなるじゃなかですか、3条で買って、その後、5条にまた本人が申請し直してということはやかでしょう。

濱北会長…それはよかと思います。

事務局…その人が家を建てれば。

嶋田委員…家を建てる前に何かやり方があるじゃなかですか、資材置場とか、いろいろ駐車場とか。

事務局…資材置場で転用しますと言ったら、資材置場にしてもらわんとですね。そこに家が建つと今度……。

嶋田委員…その後、どげんかできんわけ、その人が売ったりなんかして。

事務局…農地法の制限が外れてしまえば、その後はどうされようと農業委員会はタッチできないところではありますけど。

中嶋委員…だけ、資材置場になるともう農業委員会はタッチできんとやろう。

嶋田委員…農地からダイレクトに宅地ちゅうか、そういう方向に転売しとらすもんだ、難しいな……。

中嶋委員…逃げ道を考えてやりたかばってん。一緒に二つばかりみんな……で。もうそっちに行ってくれって。

増岡委員…あんまり急がずに建築の部分で一部だけいけたらいいのでは。

土山委員…賛否ば取って、どうせこれで県がどがん言うか、この写真ばつけて出すならとか思うんですけど。

濱北会長…ここで通れば、県は必ず始末書を出させてくださいとしか言わん。それでもう終わる、県は。

それは、もう話が尽きませんので、まず13番について採決をします。賛成の方は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長…ありがとうございます。それでは13番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

そして、さらに次は14番です。お願いします。

事務局長… それでは、議案の14ページになります。受付番号が14番です。

これも先ほどちょっと話が出ておりましたが、続きの土地で今回追認案件として出ているところでございます。こちらのほうも始末書のほうが出ているというところを踏まえて説明をさせていただきます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、腹赤小学校の北側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の12ページから14ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、建売住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、先ほどと同じく第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年12月1日より着工予定、令和4年5月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、建売住宅建築によるもので非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、建築造成工事中は十分注意をして工事をするということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するというところでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水ますを4か所設置し、側溝へ放流ということでございます。

以上で説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を5番の中嶋委員にまたお願いします。

中嶋委員… すいません、これも同時に話合いばしよったつかなあて、これは先ほどの先月からかかっているやつの隣でございます。この議案説明資料には2軒載っておりますけども、右側のほうはもともと宅地で、左側の真ん中にちょこっと線のあるところが畑、だからこれは2筆に2か所ばってんが、ぴしゃっと1筆分ずつ分かれとるわけじゃなくて、ちょっと分筆のところにもまた入ってしまっているということになっております。

先ほどから、これと一緒に、隣と一緒に協議をしているものと思いつつ考えておりましたので、流れ的には一緒です。これはだけん1筆だけがかかるとるとよね、家は2軒建つようになっていきます。もともとあった家は壊されていますので、また新しく2軒建つような形になりますけど、実質的、今日かかっているのは左側だけということになりますので、御審議よろしくお願いいたします。始末書もこれも一緒に出されてるんですかね。だから、これは基本的に申請者は下、上というか、地主さん？13、それとも建設……。

事務局… 持ってこられるのは、その建設会社です。

中嶋委員… ということは、建設会社さんのほう……、ばってん両方ですよ。

事務局… 連名で申請なので。

中嶋委員… ぴしゃっと言うて、強く言っていて、この方にも強く言って、かなり建売住宅をされていますので、もうぴしゃっある程度、この前もぎりぎりやったんですよ。そういう形でありますので、十分言っていたらと思えますので、よろしくお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、中村推進委員はもういいですかね。この件についてまたぶり返すような質問になりますが、何か質問はまだありますか。ここはもう半分は宅地でもともと通つとるとです。何か質問ないですか。もう譲受人も十分この辺は承知の上ですもんね。

中嶋委員… だけんが、次、どがんかすつと通つとばいちいつて出されたときは、皆さんで通さんごつせんといかんと思えます。だけん、次回は元に戻してくださいぐらいの気持ちば言わんと、なんよかろうって、役場がもしも言うアウトですから、その点は十分注意してください。

濱北会長… それでは、今の件について採決をします。議案第29号、受付番号14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第29号、受付番号14番は、原案のとおり許可相当とすることとして県知事に意見を送付いたします。

嶋田委員… 水道を通すときも申請が要るとでしょう。

事務局… 水道は多分要るでしょうね。

嶋田委員… そしたら、そこで連携を取って。

中嶋委員… もともと水道は手前んとに入っとるけんが、そこから引っ張って、あつたけつけとるだけだと思ふよ。

嶋田委員… もし町の許可が要るなら、そこで1回食い止めて。

事務局長… 法的に手続ができんところの作業は絶対進められんけん、今回どこまでしてあつとかがあれですけど。

嶋田委員… 町にでも上がってくるとやろうけん、メーターもつけたりせな。

事務局… 結局、建築確認とかそがんときに土地の登記が変わつとかんと許可が出らんとかっていう話なので。

嶋田委員… そこで1回は食い止められるとやなか。そこで1回ストップができるんじゃないかと。だけん、役場の中でも連携をしてもらえれば、上がってくる前に1回……。

事務局… 今回宅地が、もともと家が建ってたので、ここに水道が……。

嶋田委員… 今回は仕方なかばってん、畑とか転用するときに1回食い止めたりできる、防止に……。

事務局長… ちょっと水道課とは連携を取るようになります。

濱北会長… それでは、次に進みます。16ページです。

議案第30号、「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局長… それでは、議案第30号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、17ページが総括表となり、2021年の期間ごとの総括になります。18、19ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。詳細につきましては20ページから23ページ、賃借権が90件、165筆、17万968㎡、24ページから25ページ、期間借地37件、51筆、3万5,525㎡、26ページが使用貸借権7件、11筆、1万1,350㎡、27ページから28ページ、所有権移転1件、4筆、5,522㎡となっております。

以上、議案第30号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か御質問等がございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ採決をいたします。議案第30号について、原案のとおり決

定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり決定をいたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆さんから、その他の件で何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ないようですので、事務局のほうから何かないですか。

- 1 定例総会での個人情報厳守について
- 2 人・農地プラン研修会人・農地プラン実績研修会について
- 3 活動日誌提出について
- 4 次回の定例会の日程について

濱北会長… それでは、これをもちまして、令和3年度第8回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局… 起立。礼。

閉会（終了 午前11時21分）